奈良県告示第二百五十三号

行政手続に おける特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則

平成二十六 年 内閣府 総務省 令第三号。 以下 「規則」 という。 に基づき、 地方税法 昭 和二十

をいう。 二十八年一月一日 と認める書類等のうち 務実施者が認める場合のうち知事が 第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 号の利用等に関する法律 手続に係る個人番号利用事務実施者 のうち知事 による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査 五年法律第二百二十六号)その が が適当と認める書類、 適当と認める事項等のうち知事が適当と認める事項等及び個人番号利用事 か 5 知事が適当と認め 施行する。 (平成二十五年法律第二十七号。 他の 財務大臣等(規則第一条第三項に規定する財務大臣等 認める場合 地方税に関する法律及びこれら (行政手続における特定の る書類等」 (以下「個人番号利用事務実施者が (犯則事件 とい 以下同じ。 . う。 以下 \mathcal{O} を次 個人を識別するため 調査を含む。 法」 \mathcal{O} が適当と認める書類 の法律に基づく条例 という。 とお n 定め、 に関する 第二条 適当

平成二十七年十二月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

とおり定める 務実施者が 別 表 第 適当と認める書類等の に 掲 げ る 規定にお ゖ うち る 同表第二欄に掲げ 知事が適当と認める書類等を同表第三欄に掲げる る 内容に 関 L て、 個 人番号利用 事

別表

	一号	一 項 条 第 第	規則第	第一欄
いう。)が記載され、かつ、(以下「個人識別事項」と	みが出生の手引目又は主所知力ードに記載された氏名	に類する書類であって、通発給された書類その他これ	官公署から発行され、又は	第二欄
学生証又は法人若しくは官公署が発行し本人の写真の表示のある身分証明書等(る。以下「税理士証票」という。)	士証票(提示時において有効なものに限令第五十五号)第十二条に規定する税理	税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省	第三欄

本人の写真の表示のない身分証のない身分証明書等」という。)	という。)から発行され、 人番号利用事務等実施者」 人番号利用事務等実施者」	三 一 規 規
官公署又は個人番号利用事務等実施者が同人識別事項を印字した上で本人に交付の、対は送付した書類で、個人番号利用を対して、申告書とは申請の当該書類		
する場合における当該書類 関を印字した上で本人に交付し、又は送 項を印字した上で本人に交付し、又は送 可を印字した上で本人に交付し、又は送		
下「写真付公的書類」という。)(提示時において有効なものに限る。書類で、個人識別事項の記載があるも	当と認めるもの	
又は発給された本人の写真の表示戦傷病者手帳その他官公署から発	人番号利用事務実施者が適ことができるものとして個	
	あることる特定の	
限る。以下「写真付身分証明書等」あるもの(携元時にまりて有変なま	当該個人識別事項により識当該書類の携力を行ご者が	
以下同じ。	海を香質の最高な行う合う類に施された措置によって、写真の表示その他の当該書	

求書に記載された更正の請求直前の課税課税標準額若しくは税額等又は更正の請修正申告書に記載された修正申告直前の	た上で受理している申告書より本人確認の措置を講じる去に法第十六条の規定に	三
印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行され、又は発給された本人の写真の表示のない書類(これらに類するものを含む。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行され、若しくは発給された日から六箇月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。)		
税等の領収証書等」という。)	る。)	
が六箇月以内のものに限る。以下「地方	事項の記載があるものに限	
提示時において領収日付又は発行年月日日及び個人識別事項の記載があるもの(領収証書で領収日付の押印又は発行年月	一ドに記載された個人識別適当と認めるもの(通知カー)個人番号利用事務実施者が	
明書又は社会保険料若しくは公共料金の地方税若しくは国税の領収証書、納税証	これに類する書類であって又は発給された書類その他	

 者 し	認	と同	よ	う	つ	該	つ、	人	掲	<u> </u>	五	平	用	を		二号に	二条第一発	規則第一官	٤	であ	以下	事	す		他	の	五号
者が適当と認めるものして個人番号利用事務実施	国 る	同一の者であることを確	り識別される特定の個人	う者が当該個人識別事項に	て、当該書類の提示を行	該書類に施された措置によ	、写真の表示その他の当	人識別事項が記載され、か	掲げる書類に記載された個	第十二条第一項第一号に	五号。以下「令」という。	平成二十六年政令第百五十	用等に関する法律施行令(を識別するための番号の利	政手続における特定の個人	に類する書類であって、行	発給された書類その他これ	公署から発行され、又は	と認める事項等	あって財務大臣等が適当	下「事項等」という。)	項又は考慮すべき事情(するに当たって必要となる	提供に係る申告書等を作成	他当該提供を行う者が当該	金額、雑損失の金額その	等に記載されている純損失
	の当該書類	書等と併せて提示し、又は提出する場合	事務等実施者に対して、申告書又は申請	し、又は送付した書類で、個人番号利用	個人識別事項を印字した上で本人に交付	官公署又は個人番号利用事務等実施者が		する場合における当該書類	実施者に対して当該書類を使用して提出	付した書類で、当該個人番号利用事務等	項を印字した上で本人に交付し、又は送	個人番号利用事務等実施者が個人識別事		写真付公的書類		写真付身分証明書等		税理士証票								る事項	標準額若しくは税額等その他これに類す

規則第		- - - - - -	二子写第	三規則第第	六 一 三 号 項 条 第 第	規則第
個人識別事項により識別さ	近当 と 高 め る も の	高省 1285 San 20 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			務等実施者から発行され、 フは発給された書類その他 これに類する書類であって 個人番号利用事務実施者が 多第五項に規定する個人番 条第五項に規定する個人番 人番号及び個人識別事項の に観があるものに限る。)	官公署又は個人番号利用事
雇用契約成立時等に本人であることの確	本人交付用税務書類	写真なし公的書類	地方税等の領収証書等	写真なし身分証明書等	発行し、又は発給した書類で個人番号の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から六箇月以内のものに限る。) による通知カード及び個人番号かード立による通知カード及び個人番号に相違ない旨の本人によいによる通知カード及び個人を識別する法律の規定による特定個人情報の提供等に関する法律の規定により還付された通知カード」という。)又は同令第三十二条第一項の規定により還付された通知カード」という。)付された個人番号カード」という。)	スは 個

三 一 六 規 号 項 条 則 第 第 第	五 <u>三</u> 項
官公署又は個人番号利用事 高公署又は個人番号利用事 一に限り発行され、又は発 合された書類その他の本人 の代理人として個人番号の 提供をすることを証明する 提供をすることを証明する 提供をすることを証明する	であることが明らかであるであることが明らかである場合
本人の署名及び押印並びに代理人の個人本人の署名及び押印並びに代理人の個人職別事項の記載及び押印があるもの(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七月、第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)人番号の提供を受ける場合を除く。)人番号の提供を受ける場合を除く。)の、それに対し一に限り発行され、又はから本人に対し一に限り発行され、又はがら本人に対し一に限り発行され、又はがら本人に対し一に限り発行され、又はがら本人に対し一に限り発行され、又はがら本人に対し一に限り発行され、又はがら本人に対し一に限り発行され、又はの、それに対して表し、	まる行っている原門時代を付きるにより、個人番号の提供を行う者がと等により、個人番号の提供を行う者が と等により、個人番号の提供を行う者が 一号に掲げる書類に記載されている個人であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を行る場合で、知覚すること等により を受ける場合で、知覚すること等により を受ける場合で、知覚すること等により とが明らかな場合

人番号の提供を行う者と当該法人との関	及び本店又は主たる事務所	
という。)並びに社員証その他の現に個	(当該法人の商号又は名称	
ものに限る。以下「登記事項証明書等」	実施者が適当と認めるもの	
若しくは発給された日から六箇月以内の	であって個人番号利用事務	
提示時において有効なもの又は発行され、	その他これらに類する書類	
たる事務所の所在地の記載があるもの(法人との関係を証する書類	
当該法人の商号又は名称及び本店又は主	番号の提供を行う者と当該	
書類その他これに類する書類であって、	給された書類及び現に個人	二項
の官公署から発行され、又は発給された	公署から発行され、又は発	七条第
登記事項証明書、印鑑登録証明書その他	登記事項証明書その他の官	規則第
	当と認めるもの	
	人番号利用事務実施者が適	
	ことができるものとして個	
	の者であることを確認する	
	別される特定の個人と同一	
	当該個人識別事項により識	
	当該書類の提示を行う者が	
	類に施された措置によって、	
	写真の表示その他の当該書	
	識別事項が記載され、かつ、	
写真付公的書類	げる書類に記載された個人	
	第十二条第二項第一号に掲	二号
写真付身分証明書等	に類する書類であって、令	一 項 第
	発給された書類その他これ	七条第
税理士証票	官公署から発行され、又は	規則第
1		
税理士法第二条第一項の事務を行う者か		

規則第 令第十二条第二項第一号に 雇用契約成立時等 規則第 令第十二条第二項第一号に 雇用契約成立時等 おびあることが明らかであ 号を提供する者が ると個人番号利用事務実施 号に掲げる書類に ると個人番号利用事務実施 号に掲げる書類に 一の者であること	規則第 官公署又は個人番号利用事 写真なし身分証明書等	に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) 「会の領収証書等」 をかの領収証書等」 等の領収証書等」
をいう。)が明らかな場合 という。)が明らかな場合 という。)が明らかな場合 という。)が明らかな場合 という。)が明らかな場合 という。)が明らかな場合 という。)が明らかな場合 という。)が明らかな場合 という。)が明らかな場合 という。)が明らかな場合	身分証明書等の領収証書等	等の領収証書等」という。)及び社員証等の領収証書等」という。)及び社員証のものに限る。以下「法人に係る地方税で領収日付又は発行年月日が六箇月以内でものに限る。以下「法人に係る地方税があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が六箇月以内でものに限る。以下「法人に係る地方税があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が六箇月以内では、当該法人の商号の領収証書等」という。)

定付された個人番号カード又は還付され	の言事かあるものに呼る	
ら六箇月以内のものに限る。)る申立書(提示時において作成した日か自身の個人番号に相違ない旨の本人によ	これに舞する書類であって	六 另
び個人識別事項の記載があるもの発行し、又は発給した書類で個人番号及官公署又は個人番号利用事務等実施者が	では、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 でいるでは	、 五 九 規 ・ 項 条 則 第 第
人の代理人であることが明らかな場合等により、個人番号の提供を行う者が本項に定める書類の提示を行っていること利用事務等実施者に対し規則第七条第二人の代理人が法人であって、過去に個人番号		
過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を行う者が本人の代理人を受ける場合で、知覚すること等によりを受ける場合で、知覚すること等によりであることが明らかな場合		